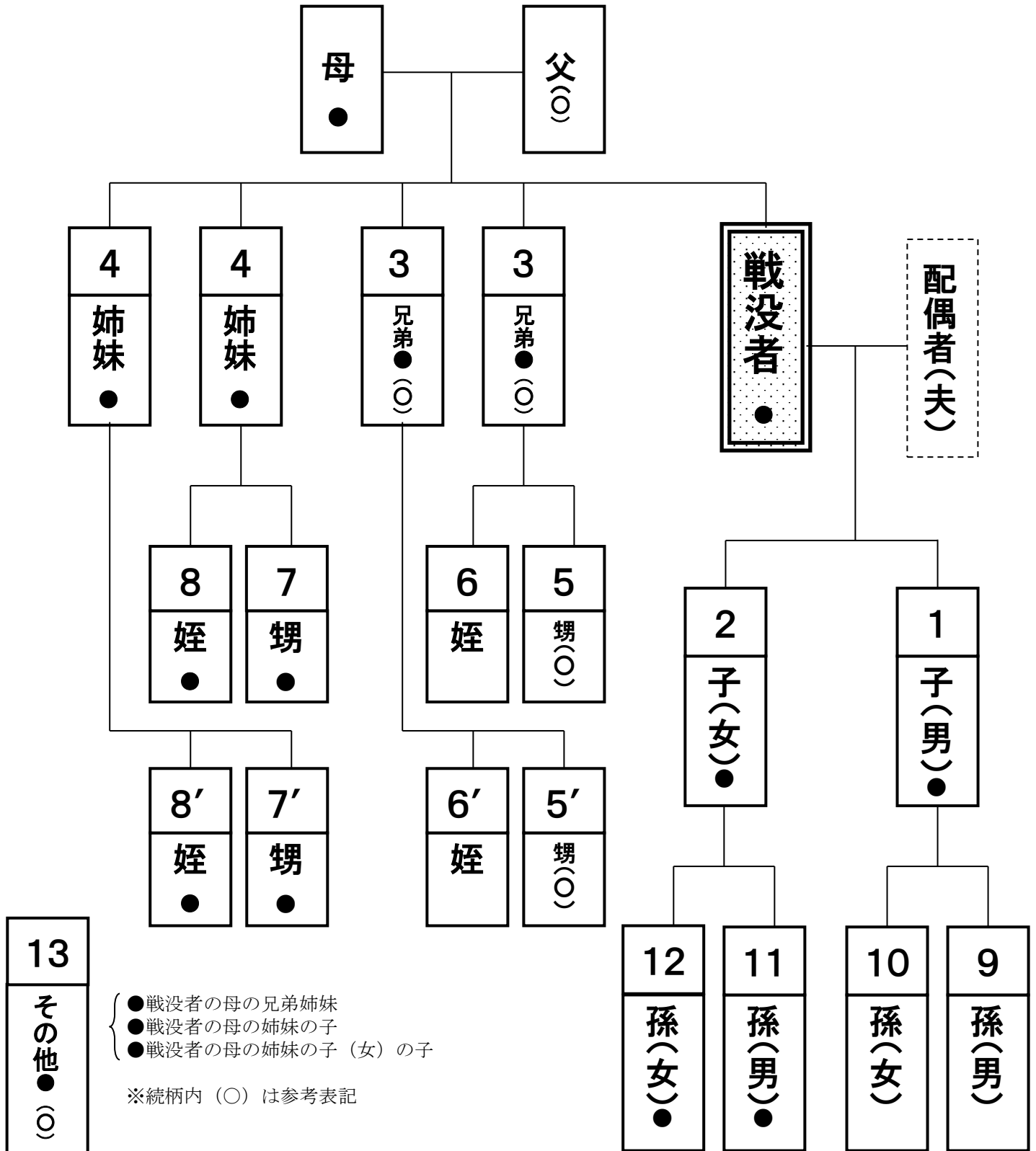


親族関係図(戦没者が女性の場合)

下の図から、検体を提供できる方の続柄が該当するものを選んで、その番号を申請書の「続柄番号」の欄に記入してください。

●印は戦没者とミトコンドリアDNA（母親から子供へ遺伝する特徴がある）が共通する方
○印は、Y染色体（父親から男の子へ遺伝する特徴がある）が共通する方 となります。



注：検体を提供される方が戦没者の甥・姪で、複数提供される場合、その甥・姪の親がそれぞれ異なる場合は、片方の番号を5'～8'としてください。

なお、記入方法についてご不明な場合は、厚生労働省社会・援護局事業課鑑定調整室（電話：03-5253-1111 内線3506）までお問い合わせ下さい。